

政務活動費が不透明（現状）

癒着

政務活動費
知事
市長

議員

- 1. 流用
- 2. 悪い議員
がのさばる

市民

チャエック
機能が低下

議員の働きを
チャエックできず

政務活動費が透明になると

よい緊張関係

政務活動費

知事
市長

議員

- 1. 流用せず
- 2. 仕事をしない
議員が落選

チエック
機能の向上

市民

議員の働きをチエック
悪い議員を淘汰

政務調査費 住民監査請求で返還勧告が出た事例

2015.11.2 全国市民オンブズマン連絡会議 調べ

	勧告が出た日	議会名	返還対象年度	返還勧告額 (円)	備考
1	2003/1/20	函館市(北海道)	平成13年度	67,920	
2	2004/5/26	大館市(秋田県)	平成14年度	48,084	
3	2003/7/2	一関市(岩手県)	平成14年度	3,255	
4	2004/9/9	阪南市(大阪府)	平成15年度	174,205	
5	2005/3/2	桜井市(奈良県)	平成15年度	8,377	
6	2005/8/5	滋賀県	平成12~16年度	3,135,235	
7	2005/8/10	南幌町(北海道)	平成16年度	74,682	
8	2006/2/24	新宿区(東京都)	平成16年度	463,855	
9	2006/7/14	鳥取県	平成16年度	308,566	
10	2006/8/15	岩手県	平成17年度	135,222	
11	2006/12/22	目黒区(東京都)	平成17年度	14,400	
12	2007/2/2	目黒区(東京都)	平成17年度	60,000	
13	2007/2/16	広島市	平成17年度	3,857,326	
14	2007/2/23	目黒区(東京都)	平成17年度	54,400	
15	2007/2/23	目黒区(東京都)	平成17年度	1,017,240	
16	2007/3/9	山形市(山形県)	平成17年度	11,050	
17	2007/3/12	新宿区(東京都)	平成16~17年度	2,232,186	
18	2007/4/26	墨田区(東京都)	平成17年度	4,907,339	個別外部監査
19	2007/4/27	目黒区(東京都)	平成17年度	135,725	08/11/28 返還命令取消判決東京地裁
20	2007/5/28	茨木市(大阪府)	平成17年度	12,000	
21	2007/4/30	枕崎市(鹿児島県)	平成13・16年度	158,816	
22	2007/6/7	船橋市(千葉県)	平成15~17年度	753,653	
23	2007/6/15	大阪府	平成16~17年度	341,169,234	個別外部監査 返還されていない3500万円の 返還を求めて知事が08/10/31に 提訴
24	2007/9/21	広島市	平成18年度	398,190	
25	2007/10/4	相模原市 (神奈川県)	平成18年度	3,246,340	事務所費の精査勧告
26	2007/11/8	調布市(東京都)	平成18-19年度	156,765	
27	2007/11/26	京都府	平成18年度	74,993,286	
28	2007/11/27	川崎市	平成17-18年度	120,415,357	個別外部監査
29	2007/11/28	旭川市(北海道)	平成18年度	3,001,412	個別外部監査
30	2007/12/20	清瀬市(東京都)	平成18年度	56,942	
31	2007/12/25	釧路市(北海道)	平成18年度	769,101	
32	2008/1/11	土浦市(茨城県)	平成18年度	2,667,764	
33	2008/1/30	赤磐市(岡山県)	平成18年度	92,111	
34	2008/3/7	神奈川県	平成15-18年度	86,007,037	
35	2008/3/28	名古屋市	平成14年度	6,923,885	
36	2008/5/20	釧路市(北海道)	平成18年度	906,196	
37	2008/5/23	玉野市(岡山県)	平成18年度	411,004	
38	2008/5/29	茨木市(大阪府)	平成18年度	550,980	
39	2008/5/30	青森市	平成18年度	2,235,753	
40	2008/6/2	赤磐市(岡山県)	平成18年度	3,970	
41	2008/6/27	京都市	平成18年度	134,318,239	個別外部監査
42	2008/6/27	山形市	平成19年4月分	25,815	
43	2008/9/30	城陽市(京都府)	平成19年度分	195,194	
44	2008/10/26	那珂市(茨城県)	平成19年度分	171,838	
45	2008/10/31	八戸市(青森県)	平成19年度分	0	135989円収支報告書訂正勧告
46	2008/11/13	小山市(栃木県)	平成19年度分	60,670	
47	2008/11/17	鳥取県	平成19年度分	7,200	
48	2009/1/30	渋谷区	平成19年度分	829,535	
49	2009/4/17	豊見城市(沖縄県)	平成19年度分	291,325	収支報告書精査勧告
50	2009/6/8	岡山市	平成19年度分	2,063,034	
51	2009/6/23	掛川市(静岡県)	平成18-19年度分	49,124	
52	2009/6/25	青梅市(東京都)	平成19年度分	126,075	

	勧告が出た日	議会名	返還対象年度	返還勧告額 (円)	備考
53	2009/6/29	杉並区(東京都)	平成19年度分	3,523,520	
54	2009/7/24	京都市	平成19年度分	71,218,362	
55	2009/11/17	福井県	平成20年度分	2,184,209	同日発表の定期監査での発覚分 6,134,502円の中に含まれる
56	2010/1/15	日向市(宮崎県)	平成20年度分	70,157	不適正236,686円から、追加提出 を含む自己負担分166,529円を差 し引く
57	2010/2/12	相模原市(神奈川県)	平成19-20年度分	80,000	
58	2010/2/22	山梨県	平成20年度分	0	7件34,000円「支出が認められな い」が交付額が上回っているため
59	2010/2/22	倉敷市(岡山県)	平成20年度分	93,785	
60	2010/3/29	千葉市	平成20年度分	4,928,369	
61	2010/5/26	仙台市	平成20年度分	4,505,246	
62	2010/5/28	川崎市	平成20年度分	0	領収書改ざん1,580,950円は違 法だが返還済み
63	2010/5/28	高松市	平成20年度分	3,400	
64	2010/5/28	野田市(千葉県)	平成20年度分	117,000	
65	2010/5/28	広島市	平成20年度分	779,004	
66	2010/5/31	千葉市	平成20年度分	3,654,195	
67	2010/6/21	岡山市	平成20年度分	1,915,852	
68	2010/7/12	栃木県	平成20年度分	462,989	
69	2010/7/13	神奈川県	平成20年度分	2,895,509	
70	2010/7/20	川口市(埼玉県)	平成20年度分	314,819	
71	2010/9/27	仙台市	平成17-19年度分	10,105,000	
72	2010/11/29	福井県	平成21年度分	307,275	
73	2010/12/6	桑名市(三重県)	平成21年度分	609,235	
74	2011/1/20	五條市(奈良県)	平成21年度分	432,674	
75	2011/2/10	福井市	平成21年度分	947,780	
76	2011/2/10	杉並区(東京都)	平成21年度分	452,439	
77	2011/3/28	長崎市	平成21年度	29,829,850	
78	2011/6/21	岡山県	平成21年度	209,963	
79	2011/6/22	鳥取県	平成21年度	865,310	
80	2011/6/24	岡山市	平成21年度	4,420	
81	2011/7/22	栃木県	平成21年度	481,455	
82	2011/12/27	福井県	平成22年度	987,926	住民監査請求分は550,386円。定 期監査分は787,448円。重複を除 く
83	2012/4/26	市原市(千葉県)	平成22年度	6,577,563	
84	2012/7/26	栃木県	平成22年度	769,578	
85	2012/8/20	川口市(埼玉県)	H22.4-H23.4	1,293,404	
86	2012/11/9	広島市	平成23年度	23,787	
87	2012/12/6	豊明市(愛知県)	平成23年度	27,820	
88	2013/1/28	福井市	平成23年度	130,720	
89	2013/4/5	仙台市	H23.9-H24.3分	1,254,931	
90	2013/5/7	川口市(埼玉県)	平成21年度	628,308	
91	2013/7/26	栃木県	平成23年度	458,780	
92	2013/8/19	鳥取県	平成23年度	80,737	
93	2013/12/26	生駒市	平成24年度	16,765	
94	2014/7/24	栃木県	平成24年度	162,756	
95	2014/12/25	堺市	平成25年度	4,124,795	
96	2015/2/13	安曇野市(長野県)	平成25年度	39,936	
97	2015/3/13	富田林市(大阪府)	平成25年度	447,400	447,400円 適正な按分割合に基 づく返還を求め、行われない場合 返還勧告。
98	2015/7/23	栃木県	平成25年度	87,801	
99	2015/10/15	愛知県	平成23-平成27.4分	0	知事に対して調査研究費に該当 するか判断して必要な措置を講 ずるよう勧告(625万円分)
100	2015/10/29	堺市	平成22-26年度	10,408,171	
				合計	968,289,907

ひき逃げ 事故



年 月 日

相談者	[Redacted]
住所	[Redacted]
電話	[Redacted]
内容	<p>昨年暮れにひき逃げ事故を起こす。</p> <p>退院後、県警本部に出頭したところ免許取り消し処分となった。事情を酌んで普通免許だけでも残せないか。</p> <h2>普通免許だけでも残せないか</h2>
対応	<p>港署</p> <p>信号無視 (3点) + ひき逃げ (25点) = 計 反則点数 28点付加 免許取り消し&欠格期間 2年にあたり、事情の酌みようがない。</p> <h2>港署 事情の酌みようがない</h2>
備考	<p>本人納得</p> <p>勤務実績表 4/1 該当分 07</p>



丙号証	氏名	議員質問 丙号証	質問回数				事務所				車いす						
			平成21年 度本会議	平成21年 度委員会	平成22年 度本会議	平成22年 度委員会	合計	支出額	政務調査費分	按分率	支出額	政務調査費分	按分率				
	川本明良		0	0	0	0	0	0	0	600,000	480,000	80%					
	加藤みなみ		0	0	0	0	0	0	0					1,158,557	579,278	50.0%	
	寺西学	丙A81	0	1	0	0	0	1	0					1,032,000	687,996	66.7%	
	とね勝之	丙B71	3	3	2	6	14	1,800,000	900,000	50%							
	松山登	丙B68	1	9	0	6	16	1,200,000	600,000	50%					1,562,400	781,200	50%
	山田幸洋	丙B70	0	0	2	3	5	360,000	288,000	80%					108,000	108,000	100%
A33	加藤精重		0	0	0	0	0	120,000	84,000	70%							
B17	榑原康正		0	0	0	0	0	200,000	100,000	50%							
A36	酒井庸行	丙A76	3	0	2	0	5	589,497	471,593	80%					306,600	245,280	80.0%
C12	岩田隆喜	丙C19	0	0	1	0	1	1,333,200	666,600	50.0%					552,000	441,600	80%
A11 A83	筒井隆彌	丙A47	6	5	5	5	21	1,200,000	600,000	50%					1,170,000	780,000	67%
A13	深谷勝彦	丙A49	0	1	3	3	10	1,440,000	1,200,000	83%							
A14	吉田徳保	丙A67	2	1	3	9	1,440,000	720,000	50%								
A16 A85	川嶋太郎	丙A51	4	5	2	3	14	1,512,000	907,200	60%					984,375	590,625	60%
A21 A86	須崎幹	丙A53	2	2	2	0	6	1,152,000	921,600	80%					642,317	513,600	80%
A26 A87	杉浦孝成	丙A57	2	2	3	3	10	2,040,000	1,200,000	59%					819,000	573,300	70.0%
A34	松川浩明	丙A74	0	3	1	2	6	315,000	220,500	70%							
A38 A88	小林浩	丙A63	2	6	0	9	17	1,800,000	1,200,000	67%							
A91	熊田裕通	丙A82	0	2	1	1	4	900,000	360,000	40%							
B11 B74	住田宗男	丙B53	1	5	1	6	13	1,380,000	1,173,000	85%					1,299,900	779,940	60%
B29	塚本久	丙B48	0	6	1	3	10	1,440,000	480,000	33%					923,580	785,040	85%
B73	長江正成	丙B69	2	16	1	1	20	1,200,000	1,200,000	100%					1,293,600	776,160	60%
A10	澤田丸四郎	丙A46	1	5	0	6	12							1,323,000	793,800	60%	
A12 A84	奥村悠二	丙A48	2	3	0	2	7	1,556,100	933,660	60%					702,000	421,200	60%
A15	中野治美	丙A50	2	0	1	5	8							1,165,500	777,000	67%	
A17	吉川伸二	丙A68	0	1	0	2	3							409,080	327,264	80%	
A18 A89	大原正	丙A69	0	4	0	3	7	960,000	912,000	95%							
A19	浅井喜代治	丙A52	3	1	2	0	6							1,096,800	767,760	70%	
A20	鈴木愿	丙A70	1	3	1	3	8	1,080,000	864,000	80%							
A22 A90	小出典聖	丙A71	0	2	1	2	5							702,135	702,135	100%	
A23	直江弘文	丙A54	0	13	1	6	20	1,200,000	600,000	50%					957,600	766,080	80%
A24	三浦孝司	丙A55	0	5	0	1	6							1,360,800	800,000	58.8%	
A25	鈴木孝昌	丙A56	0	0	1	4	5	1,200,000	1,080,000	90%							
A27	吉田真人	丙A58	3	0	2	6	11							990,360	792,288	80.0%	
A28	森下利久	丙A59	4	2	2	2	14	1,200,000	960,000	80%					768,600	576,456	75.0%
A29	坂田憲治	丙A60	3	5	2	6	16	960,000	768,000	80%					819,000	655,200	80.0%
A30	原欣伸	丙A61	3	7	2	2	14							642,600	514,080	80.0%	
A31	日高昇	丙A72	0	4	0	2	6							651,000	412,300	63.3%	
A32	浜田一徳	丙A73	1	7	0	3	11							945,000	600,000	63.5%	
A35	藤川政人	丙A75	1	1	0	0	2							1,171,800	800,000	68.3%	
A37	岩村進次	丙A62	0	3	0	10	13	1,773,000	827,400	47%							
A39	久保田浩文	丙A64	0	3	1	1	5							1,524,600	762,300	50.0%	
A40	伊藤勝人	丙A65	3	6	3	0	12	840,000	714,000	85%					598,500	478,800	80.0%
A41	伊藤辰夫	丙A66	2	4	3	0	9							850,500	729,729	85.8%	
A42	長坂康正	丙A77	1	7	0	1	9							862,800	647,100	75.0%	
A43	内田康宏	丙A78	0	5	0	5	10	1,200,000	799,992	67%							

各種調査研究活
動あたり、事務
所の賃借の必要
性・車いすの必
要性を述べてい
ない

丙号証	氏名	議員質問 丙号証	質問回数				事務所			車リース			
			平成21年 度本会議	平成21年 度委員会	平成22年 度本会議	平成22年 度委員会	合計	支出額	政務調査費分	按分率	支出額	政務調査費分	按分率
A44	大竹正人	丙A79	0	8	1	7	16				967,113	728,700	75.3%
A45	石黒栄一	丙A80	3	1	1	1	6				1,234,800	740,880	60.0%
B7 B72	中村すすむ	丙B38	0	5	2	0	7	630,000	504,000	80%	1,056,000	792,000	75%
B8	相能光代	丙B39	2	4	1	4	11	1,200,000	960,000	80%			
B9	中村友美	丙B40	1	4	2	4	11				742,140	593,712	80%
B10 B76	安藤としき	丙B41	2	2	2	8	14	1,133,000	932,665	82%	861,000	710,923	83%
B12	富田昭雄	丙B54	2	3	2	2	4	1,890,000	945,000	50%	932,400	559,440	60%
B13	浅井よしたか	丙B42	2	6	1	6	15	702,000	561,300	80%			
B14	谷口知美	丙B43	3	3	1	10	17	1,260,000	1,008,000	80%			
B15	柴田高伸	丙B44	2	2	2	2	8	1,155,000	924,000	80%			
B16	杉岡和明	丙B55	0	2	0	0	2				762,300	762,300	100%
B18	天野まさき	丙B56	1	5	1	8	15	960,000	768,000	80%			
B19	水野豊明	丙B57	1	5	2	9	17				666,000	599,400	90%
B20	かじ山義章	丙B45	1	3	0	0	4	1,100,000	660,000	60%			
B21	西川厚志	丙B46	2	1	1	7	11	1,416,520	1,133,220	80%			
B22	黒川節男	丙B47	0	5	0	9	14				1,050,000	800,000	76%
B23	波形昌洋	丙B58	0	1	0	3	4				1,039,368	792,513	76%
B24 B75	原田信夫	丙B59	1	4	1	4	10				1,344,420	799,320	59%
B25	浜崎利生	丙B60	1	6	1	9	17	630,000	504,000	80%	1,401,435	800,000	57%
B26	渡辺まじし	丙B61	1	6	2	6	15	1,800,000	600,000	33%	791,280	791,280	100%
B27	水谷満信	丙B62	2	0	2	3	7	1,560,000	1,250,400	80%	780,000	780,000	100%
B28	古俣泰浩	丙B63	2	2	2	0	6	1,044,000	835,200	80%	547,200	437,760	80%
B30	高橋正子	丙B49	2	2	2	3	9	1,160,000	696,000	60%			
B31	小山祐	丙B50	3	2	1	7	13	1,430,000	1,144,000	80%			
B32	森元元志	丙B64	1	5	2	1	9	1,491,000	1,118,250	75%	705,705	529,276	75%
B33	近藤良三	丙B51	1	8	0	3	12	1,080,000	864,000	80%	786,325	629,060	80%
B34	仲敬助	丙B52	2	6	2	3	13				1,056,000	792,000	75%
B35	金澤利夫	丙B65	2	10	0	2	14	880,000	440,000	50%	1,256,220	800,000	64%
B36	久野つお	丙B66	1	2	1	2	6	1,260,000	882,000	70%			
B37	鈴木あきのり	丙B67	2	2	1	6	11	770,000	616,000	80%	949,300	664,510	70%
C6	木藤俊郎	丙C13	3	8	4	10	25	860,400	774,360	90.0%	730,800	657,720	90%
C7	鬼頭英一	丙C14	1	0	1	2	4	600,000	480,000	80.0%	907,200	725,760	80%
C8 C20	小島丈幸	丙C15	5	5	2	6	18	900,000	810,000	90.0%	684,180	615,756	90%
C9 C21	米田展之	丙C17	3	14	2	6	25	720,000	648,000	90.0%			
C10	渡会克明	丙C16	5	7	3	5	20	720,000	648,000	90.0%	860,352	774,316	90%
C11	桂俊弘	丙C18	2	8	1	1	12	667,800	601,020	90.0%	871,920	784,728	90%
返還済み	水野富夫							1,800,000	600,000	33%	1,772,715	800,000	45.1%

各種調査研究活動あたり、事務所
の賃借の必要性・車リースの必要性を述べていない

※平成21年度、22年度本会議・委員会発言回数、いずれも平成26年11月25日付 証拠説明書(9) (自由民主党愛知県議員団分)、証拠説明書(8) (民主党愛知県議員団分)、証拠説明書(4) (公明党愛知県議員団分)、丙A46-丙A82、丙B38-丙B71、丙C13-丙C19を元に原告代理人が作成した。

政務活動費の政治目的利用を調査する

2015年8月

名古屋市民オンブズマン

第1 政務活動費をつかった事務所賃料と人件費

1 住民訴訟がきっかけだった

私たちは愛知県議会議員の政務調査費の2009年度支出のうち、事務所賃料と自動車リース料への支出を対象として住民訴訟を提起した。政務調査費の支出項目を定めた規則に事務所賃料と自動車リース料が規定されていないにもかかわらず、支出されていることを違法だ、と主張したのである。議員側は私たちの主張を争いつつ、訴訟提起後、規則を改正して事務所賃料や自動車リース料に対する支出が許されることを定めた。第一審は事務所賃料や自動車リース料を支出する必要性の立証がないものについて、返還を命じた。これを受けて高裁の審理では、各議員が陳述書を提出し、事務所賃料や自動車リース料の支出がいかに調査研究活動に役だったかについて詳細に主張するに至った。

2 議員の説明

上記住民訴訟の控訴審で議員が提出した、事務所賃料への政務活動費の支出の必要性についての説明は、「県民との意見交換は重要な調査研究活動であり、いつでも県民が訪問することができる事務所を賃借する必要がある」という点でほぼ共通している。自動車リース料への支出についても、「意見交換をする場である式典などに参加するための足として必要だ」と多くの議員が説明している。

3 議員の説明に対する疑問

しかし、仮に意見交換がなされたとして、これが調査研究活動といえるのか。少なくとも税金でまかなうだけの価値のあるものか。むしろ意見交換の実態は当選を目的とした、政治活動そのものではないか、という疑念がある。そして、同様の疑念は、人件費への政務活動費の支出についても生じる。

そこで今回は、事務所賃料と人件費に対する政務活動費の支出に着目し、これらが議員の当選にどのような影響を及ぼすかを調査した。

第2 調査方法と結果

1 事務所の賃料と人件費の集計と選挙結果

(1) 各議員を、これを本年4月に行われた選挙の結果をもとに、①無投票当選 ②1位当選 ③2位当選 ④3位以下当選 ⑤落選 ⑥引退(出馬せず) ⑦途中辞職 にグループ分けし、2011年5月から2015年3月までを通算して、愛知県議会の各議員が支出した政務活動費のうち、人件費と事務所家賃(金額算定可能な2013年4月から2015年3月まで)とに支出された金額を合算し、各グループ毎に平均値をとった。

なお、調査対象とした政務調査費(活動費)の支出額(事務所家賃、人件費を含む)は、議会に当初に提出された収支報告書に基づく金額をもとにした。

(2) 結果は、最も支出の平均金額が高額なグループは1位当選のグループ、以下支出額が多い順に、2位当選、無投票当選、3位以下当選、引退、落選、途中辞職となった。途中辞職については、任期が短いためデータとしての意味はないが、注目すべきは、1位、2位当選が当選順と支出額順が一致している一方で、落選組が事務所家賃と人件費の支出額が最も小さい、という、選挙結果と比例する結果となったことだ。特に、熾烈な選挙戦を戦って勝利したことが想像できる1位、2位グループが政務調査費から賃料、人件費をより多く支出していることは、政務活動費が政治目的につかわれているのではないか、という私たちの疑念を強くする。

2 議会活動の実態と政務活動費コスト

(1) しかし、事務所賃料と人件費の支出額を比較するだけで、政務活動費を選挙により多く用いていた、と結論付けることはできない。1位当選者は、多額の事務所家賃や人件費を必要とする調査を行い、これを生かした議会活動を積極的に行い、有権者から高い評価をうけたからだ、ということもあり得るからである。

そこで次に、各議員について、愛知県議会のwebに記載されている任期中の本会議での代表質問、一般質問、質疑、委員会の各発言、請願紹介件数を対象として、それぞれを点数化してポイント加算した。加算方法は、本会議の一般質問をした場合には、1回について5ポイント、本会議の代表質問をした場合には1回について3ポイント、質疑、委員会質問については1回について1ポイント、請願の紹介議員になった件数を1件につき1ポイントとして合算した。本会議での一

般質問よりも代表質問のポイントを低くしたのは、代表質問が会派において質問者が決められ、質問内容についても、議員個人の調査による度合いが一般質問よりも低いことを考慮した結果である。ポイント数が多い議員ほど、任期中に積極的に議員活動を行っていることとなる。

その結果、ポイント数の平均では、無投票当選議員が43ポイント、1位当選議員が45ポイント、2位当選議員が46ポイント、3位以下の当選議員が39ポイント、落選議員が41ポイントと、ほぼ40ポイント前半という結果となった。

(2) 次に、各議員毎に、2011年5月から2015年3月までに支出した政務活動費の金額合計（当初提出の収支報告書記載額）を分子とし、加算したポイント数を分母として、政務活動費の総支出額をポイントで除した値を算出した。政務調査費の支出が少ないにもかかわらず、積極的に議会活動や議会での発言を行っている議員は1ポイントあたりの金額が小さくなる。いわば、政務活動費の有効活動度を測ることができる。

(3) 最も1ポイントあたりの政務活動費の値が大きいグループは引退議員のグループで、1ポイントあたり平均1,496,289円となる。引退議員は多額の政務活動費を支出しているながら、議員活動が低調であることは明らかであり、政務活動費の有効活用度が最も悪いと言わなければならない。

一方、1ポイントあたりの値が最も小さいグループは落選議員のグループで、平均381,587円で、引退グループの4分の1程度である。当選議員では、無投票当選グループが606,486円、1位当選と3位当選が約50万円、2位が約70万円となった。このうち、2位当選グループには、議員活動が極めて低調な議員が含まれるため、平均値が上がったとみられるが、この議員を除けば概ね50万円ほどとなる。

このことから、無投票当選のグループの議員活動が低調であるほかは当選組について特に突出した値はなかった。

3 調査結果

当選議員については、議員活動の積極度に特別な差はなく、かつ、議員活動に要する政務活動費のコストには差がない。しかし、事務所賃料や人件費に対する政務活動費の支出についてみると、その額の大きさが選挙結果と比例する、という結果となった。事務所や人件費に多額の政務活動費を用いているながら、議員活動の積極度や議員活動にかかる政務

活動費には差がないのである。

こうしてみると、政務活動費の支出に占める事務所家賃や人件費の割合が多い議員ほど、当選しやすくなる、という結果となった。

事務所賃料や人件費など、意見交換を目的とする、と説明される政務調査費が、実質的には選挙目的につかわれているのではないか、という私たちの疑念を裏付けるものとなった。

第3 政務活動費の交付はどうあるべきか

1 調査研究の成果が見えないことの問題性

形式的に法や条例に違反していない支出であったとしても、調査研究の成果がまったく見えないものについても、政務活動費の支出が許容されている。こうしたことから、政務活動費の政治活動への使用という疑念が生じる。

しかし、そもそも政務調査費は、議員の調査研究等に対する補助金である。その成果を報告することは、補助金の交付を受けた者として当然ではないだろうか。

2 情報公開の充実を

われわれ有権者にしても、実際に議員が政務活動費を受領し、何にこれをつかったかを知り、投票先を決定する資料としたい。そのためにも、意見交換を含む、政務調査費をもちいた調査研究活動について報告し、政務活動費の領収証など、支出を裏付ける資料とともに公表すべきだ。たとえば、県民との意見交換のために、4年間の任期で政務活動費を事務所の賃料と人件費として800万円つかった、という事実が開示されるだけでも、議員を選ぶ資料として有益ではないだろうか。

3 交付制度の見直しを求める

- (1) しかし、そもそも政務活動費の疑念を生じさせる根本は、具体的な調査研究テーマを事前に明らかにする必要も、調査研究の成果を事後に示す必要もないまま、政務活動費を遣うことができる、という現状の手続きだ。これを市民が公費を財源とする補助金の交付を受けようとする場合と比べれば、政務活動費がいかにも「緩い」手続きでなされるかがわかる。市民が補助金を申請する場合には、一般的には交付申請の段階で、どのような事業を目的とするかを明らかにして、支出項目を積算し、支出と調査目的の合理的な関連性を説明することが求められる。説明が不十分な場合には、補助金の交付が認められないこともある。ところが、議員の政務活動費については、このような、支出目的に関する説明とい

った事前の手続きは一切必要とされていない。

また、通常の補助金であれば、支出後に実績の報告と支出に関する資料の提出は必要である。ところが、政務活動費の支出については、調査研究の成果を報告することは、義務付けられていない。こうした政務活動費の交付制度は、調査研究らしい調査研究をしていないのに、使途基準に適合するというだけで、多額の政務活動費を支出できる、という結果を生じさせ、政務活動費が政治目的に遣われている、という疑念を生じさせる。これは、使途基準を事細かに定めるだけでは解消しない。

(2) それを防ぐためには、現在のように、具体的な調査研究テーマを持たないままでも政務活動費の支給を受けることができる制度から脱却することが必要だ。これまで私たちが何度か提案してきた、事前に調査研究のテーマと費用の積算を議員が行い、これを第三者委員会等公平な第三者が査定する形で翌年度の政務活動費の支給金額を前年度中に決定する、という方法である。

本調査の結びにかえて、改めて、政務調査費の交付を求める議員が前年度に調査研究のテーマと費用の積算資料を示し、審査に通ったものだけに政務活動費を交付する、という制度の導入を求める。

以上

愛知県議会 政務活動費 事務所費+人件費と当落、1ポイント当たりの額

	無投票 当選	1位当選	2位当選	3位以下 当選	落選	引退	途中 辞職
(人件費+ 事務所費) 平均	6,840,697	8,189,759	7,214,477	6,876,059	6,578,959	6,669,455	3,581,044
1ポイント 当たり 政務活動費	606,486	515,459	715,256	513,743	381,587	1,496,289	1,210,864

※人件費は2011年5月～2015年3月までの合算。

事務所費は2013年4月～2015年3月までの合算。

※2011年5月～2015年4月までに愛知県議会本会議・委員会で発言した際、本会議一般質問を5ポイント、本会議代表質問を3ポイント、本会議質疑と委員会質問を1ポイント、請願の紹介議員となった回数を各1ポイントとして、1ポイント当たりの金額を算出した。

愛知県議会議員 政務活動費と議員発言ポイント、当落まとめ

	合計 ポイント	H23-26 政務活動費 合計金額 (円)	1ポイント 当たり 政務調査費	事務所費 2013/4- 2015/3	人件費 2011/5- 2015/3	事務所費 +人件費	
① 無投票当選	6	16,423,656	2,737,276	0	4,589,498	4,589,498	
	13	20,858,641	1,604,511	324,308	11,705,683	12,029,991	
	14	16,349,814	1,167,844	324,607	6,779,343	7,103,950	
	31	22,435,499	723,726	87,225	7,159,914	7,247,139	
	29	20,575,322	709,494	1,300,936	3,935,950	5,236,886	
	34	22,762,591	669,488	155,910	9,332,846	9,488,756	
	32	20,052,975	626,655	349,789	4,836,077	5,185,866	
	43	22,748,324	529,031	0	13,474,014	13,474,014	
	45	21,590,000	479,778	2,354,140	7,624,487	9,978,627	
	46	21,493,965	467,260	0	2,864,541	2,864,541	
	47	21,161,449	450,244	298,725	6,259,100	6,557,825	
	38	16,953,455	446,144	2,237,161	5,391,714	7,628,875	
	41	17,356,241	423,323	1,687,680	2,078,597	3,766,277	
	56	22,745,570	406,171	2,475,276	7,525,604	10,000,880	
	34	13,747,136	404,328	900,000	5,413,670	6,313,670	
	59	20,891,541	354,094	0	2,222,008	2,222,008	
	56	19,787,896	353,355	2,639,516	7,266,298	9,905,814	
	65	22,775,222	350,388	2,460,935	8,694,540	11,155,475	
	53	18,424,426	347,631	0	631,279	631,279	
	62	21,459,799	346,126	118,615	7,140,481	7,259,096	
	66	22,757,329	344,808	2,386,655	6,332,832	8,719,487	
	67	21,158,551	315,799	1,770,226	3,397,341	5,167,567	
	50	15,628,132	312,563	0	3,066,122	3,066,122	
	35	10,836,661	309,619	212,398	3,938,732	4,151,130	
	58	16,385,273	282,505	273,262	6,999,391	7,272,653	
	平均	43	19,494,379	606,486	894,295	5,946,402	6,840,697
	② 1位当選	15	22,412,804	1,494,187	2,380,703	7,874,031	10,254,734
		22	22,041,418	1,001,883	1,956,000	12,823,047	14,779,047
29		22,780,064	785,519	2,330,529	10,271,037	12,601,566	
31		21,766,324	702,139	1,200,000	6,730,569	7,930,569	
31		21,363,095	689,132	1,753,691	11,909,202	13,662,893	
33		21,550,820	653,055	2,559,795	8,529,177	11,088,972	
39		22,135,553	567,578	3,272,822	5,320,071	8,592,893	
46		22,718,686	493,884	2,433,176	6,478,246	8,911,422	
47		22,622,654	481,333	165,509	9,022,988	9,188,497	
45		21,654,838	481,219	2,697,403	5,613,475	8,310,878	
44		21,140,186	480,459	1,950,152	4,434,581	6,384,733	
49		21,590,347	440,619	1,268,591	5,201,772	6,470,363	
40		16,880,608	422,015	463,213	5,063,261	5,526,474	
44		17,948,393	407,918	2,675,792	2,695,958	5,371,750	
56		22,780,104	406,788	1,241,411	8,217,219	9,458,630	
51		20,495,995	401,882	2,827,780	2,855,345	5,683,125	
57		22,780,172	399,652	3,437,722	5,976,195	9,413,917	
58		22,780,063	392,760	2,470,094	10,416,312	12,886,406	
52		20,093,487	386,413	869,950	5,133,110	6,003,060	
56		20,603,492	367,920	1,538,066	2,159,440	3,697,506	
66		22,779,995	345,151	2,516,924	4,764,037	7,280,961	
77		22,780,000	295,844	1,899,179	6,981,050	8,880,229	
59		16,146,400	273,668	1,534,416	2,641,177	4,175,593	
30	0	0	0	0	0		
平均	45	20,410,229	515,459	1,893,455	6,296,304	8,189,759	

愛知県議会議員 政務活動費と議員発言ポイント、当落まとめ

	合計 ポイント	H23-26 政務活動費 合計金額 (円)	1ポイント 当たり 政務調査費	事務所費 2013/4- 2015/3	人件費 2011/5- 2015/3	事務所費 +人件費
③ 2位 当選	4	9,283,874	2,320,969	0	3,900,000	3,900,000
	12	17,918,119	1,493,177	960,000	2,724,933	3,684,933
	25	22,168,082	886,723	2,489,772	10,275,886	12,765,658
	42	20,258,662	482,349	4,131,000	7,548,452	11,679,452
	45	20,533,544	456,301	2,549,620	7,654,147	10,203,767
	47	20,728,366	441,029	2,130,617	6,623,557	8,754,174
	59	21,684,000	367,525	1,174,543	7,931,829	9,106,372
	40	13,598,729	339,968	602,806	4,538,063	5,140,869
	95	20,878,128	219,770	3,038,099	1,945,255	4,983,354
	92	13,316,816	144,748	0	1,926,189	1,926,189
平均	46	18,036,832	715,256	1,707,646	5,506,831	7,214,477
④ 3位 以下 当選	27	19,040,738	705,213	1,778,098	6,478,801	8,256,899
	39	22,153,969	568,050	1,600,994	9,853,279	11,454,273
	44	19,710,720	447,971	1,817,763	1,428,661	3,246,424
	36	8,838,954	245,527	504,000	2,736,750	3,240,750
	26	21,941,792	843,915	752,461	10,016,167	10,768,628
	42	21,356,312	508,484	1,953,766	5,763,156	7,716,922
	68	20,690,613	304,274	1,619,447	1,718,990	3,338,437
	29	14,108,774	486,509	0	6,986,135	6,986,135
平均	39	18,480,234	513,743	1,253,316	5,622,742	6,876,059
⑤ 落選	32	22,931,898	716,622	4,267,988	6,964,639	11,232,627
	41	20,583,556	502,038	2,562,605	5,036,222	7,598,827
	39	19,319,289	495,366	1,897,014	6,169,405	8,066,419
	52	22,144,061	425,847	2,029,677	7,669,393	9,699,070
	49	18,948,173	386,697	887,154	3,765,749	4,652,903
	44	15,778,179	358,595	24,356	7,483,460	7,507,816
	46	10,147,916	220,607	1,002,175	3,947,526	4,949,701
	35	7,318,878	209,111	0	4,193,400	4,193,400
	29	3,462,682	119,403	1,277,700	32,168	1,309,868
平均	41	15,626,070	381,587	1,549,852	5,029,107	6,578,959
⑥ 引退	2	22,035,290	11,017,645	2,115,509	12,592,315	14,707,824
	5	22,687,079	4,537,416	264,894	3,621,662	3,886,556
	9	21,596,324	2,399,592	1,305,540	5,883,400	7,188,940
	10	13,363,920	1,336,392	0	2,293,151	2,293,151
	19	22,305,779	1,173,988	111,218	3,322,631	3,433,849
	20	21,511,635	1,075,582	2,055,014	9,702,349	11,757,363
	21	21,243,585	1,011,599	1,618,824	10,917,186	12,536,010
	15	14,004,601	933,640	0	4,939,643	4,939,643
	27	22,780,050	843,706	157,503	14,398,279	14,555,782
	23	16,774,611	729,331	0	8,675,640	8,675,640
	28	19,667,783	702,421	2,221,131	9,169,816	11,390,947
	45	19,193,795	426,529	3,994,679	4,895,274	8,889,953
	51	20,611,480	404,147	0	86,125	86,125
	39	13,811,124	354,131	1,975,624	4,424,861	6,400,485
	26	8,672,933	333,574	68,943	4,218,471	4,287,414
	61	18,277,556	299,632	1,850,386	4,752,119	6,602,505
	36	9,361,871	260,052	772,380	1,050,139	1,822,519
44	9,681,885	220,043	1,547,179	241,686	1,788,865	
42	15,542,842	370,068	930,236	545,846	1,476,082	
平均	28	17,532,850	1,496,289	1,104,687	5,564,768	6,669,455

愛知県議会議員 政務活動費と議員発言ポイント、当落まとめ

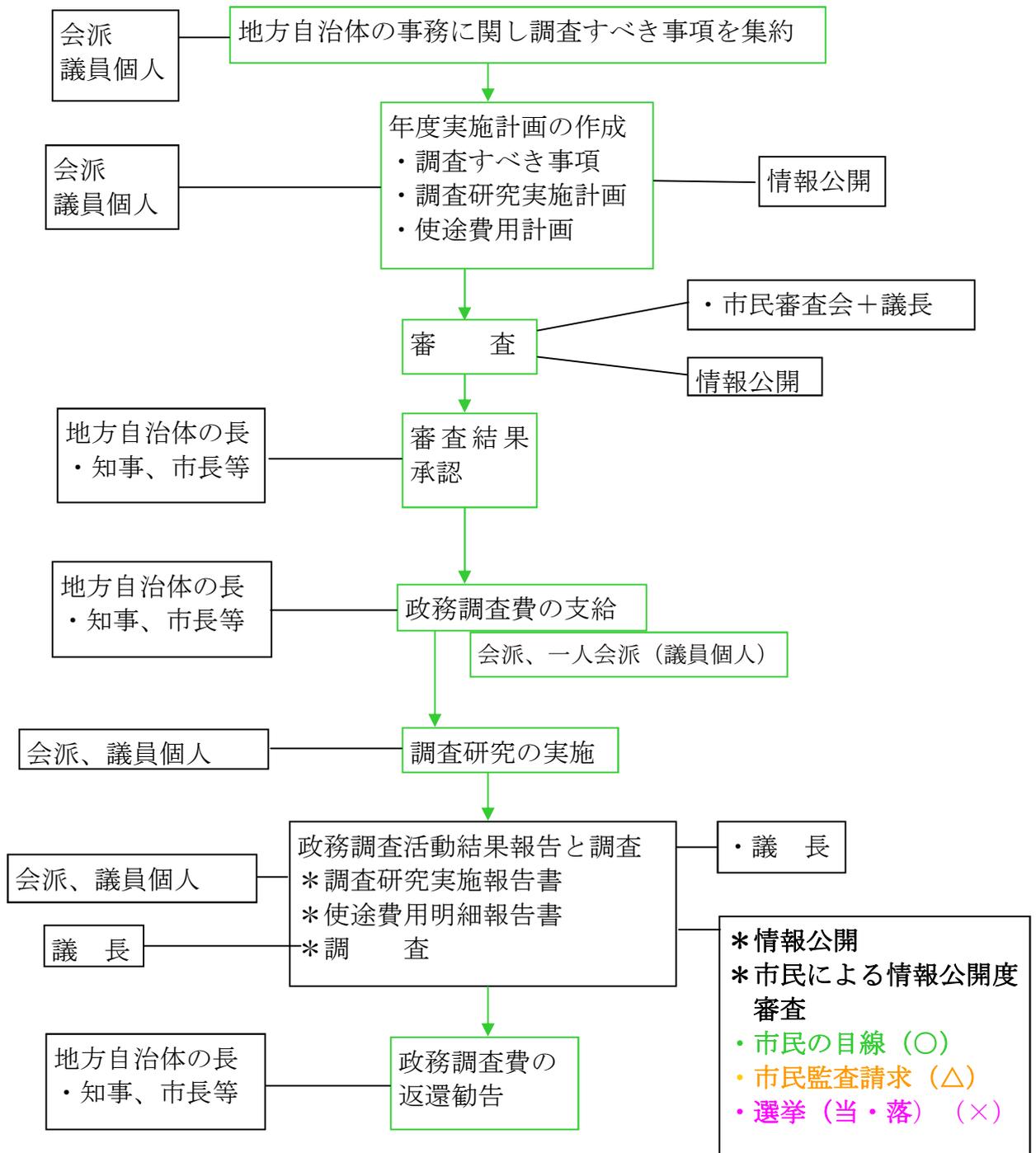
	合計 ポイント	H23-26 政務活動費 合計金額 (円)	1ポイント 当たり 政務調査費	事務所費 2013/4- 2015/3	人件費 2011/5- 2015/3	事務所費 +人件費
⑦ 途中 辞職	11	8,792,207	799,292	0	3,207,208	3,207,208
	3	9,050,017	3,016,672	0	5,019,943	5,019,943
	6	8,887,527	1,481,255	0	2,790,000	2,790,000
	13	6,972,387	536,337	0	2,521,000	2,521,000
	3	6,211,075	2,070,358	0	2,776,666	2,776,666
	5	8,120,791	1,624,158	0	3,381,828	3,381,828
	15	11,766,154	784,410	83,145	6,835,131	6,918,276
	28	13,888,138	496,005	1,217,402	5,565,743	6,783,145
	6	7,724,533	1,287,422	77,633	2,334,737	2,412,370
	28	356,408	12,729	0	0	0
平均	12	8,176,924	1,210,864	137,818	3,443,226	3,581,044

政務調査制度（提案）

実施機能

実施フローチャート

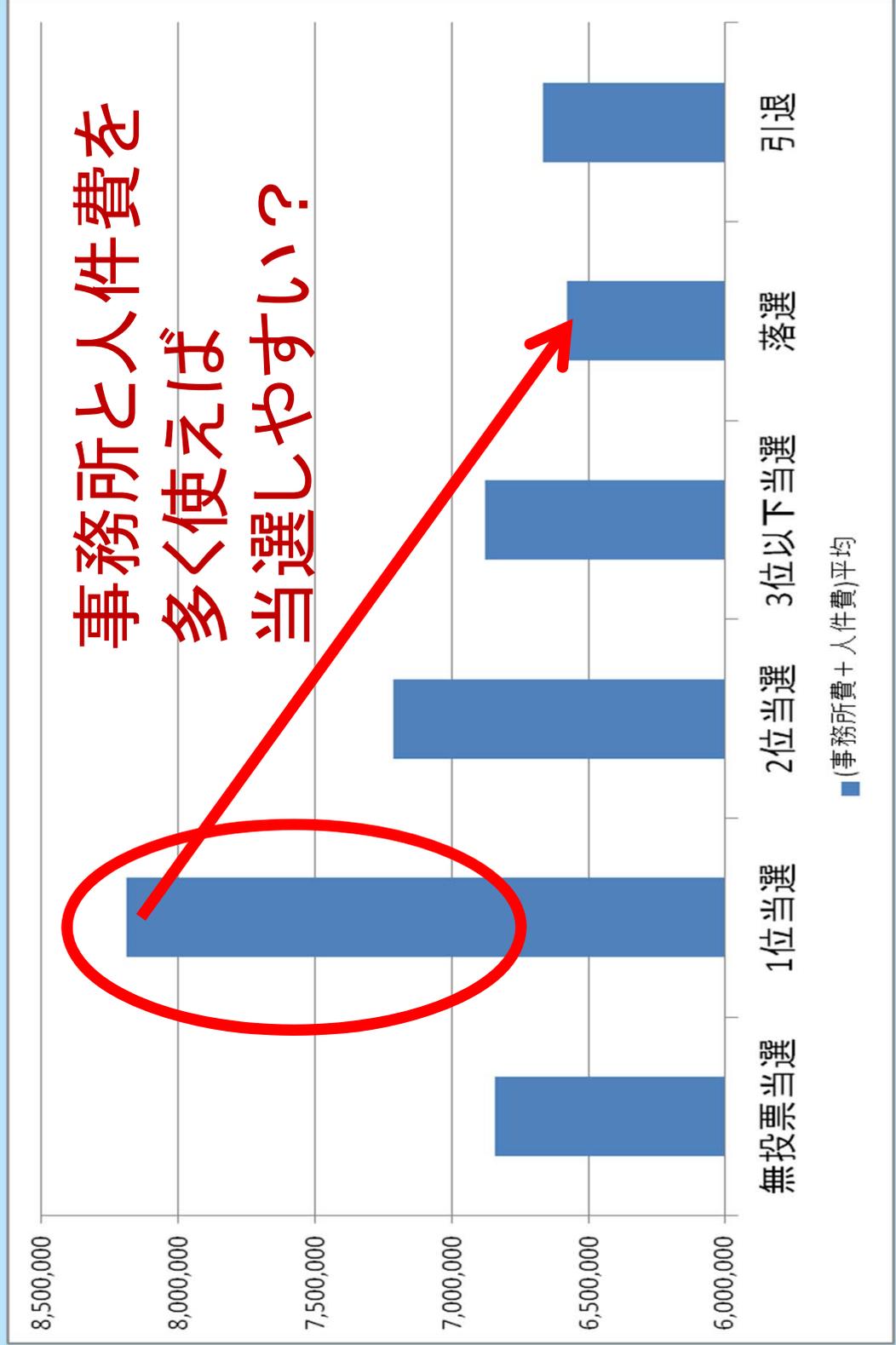
チェック機能



*実施フローチャートを中央にして、左側に実施機能を、
右側に節目におけるチェック機能を示している。
*年度ごとにこの実施フローチャートを繰り返す。



愛知県議 (事務所費+人件費)平均





質問と政務活動費の関係

議員の質問など活動をポイント化

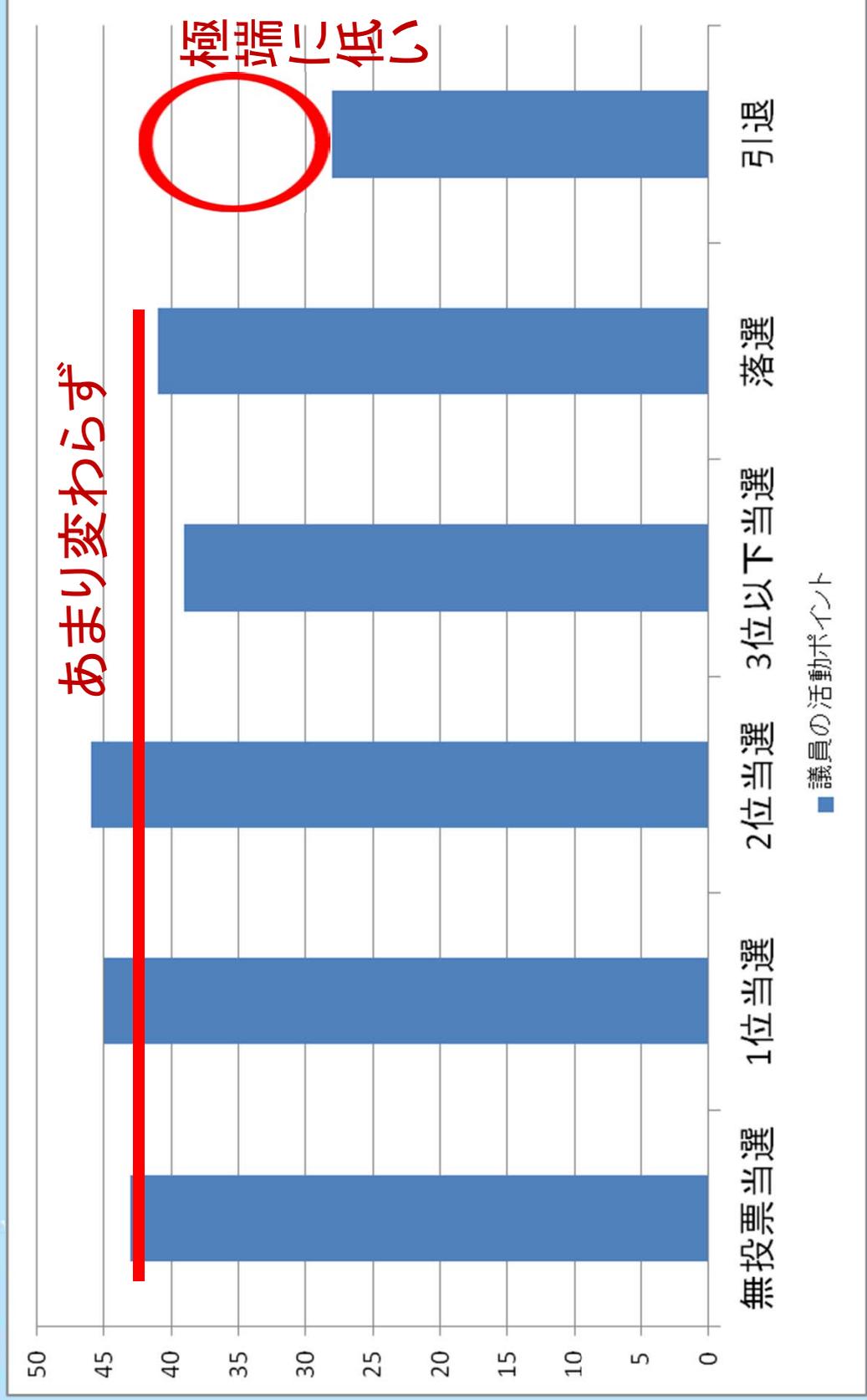
本会議一般質問	5ポイント
代表質問	3ポイント
質疑	1ポイント
委員会質問	1ポイント
請願紹介議員	1ポイント

「無投票当選」「1位当選」「2位当選」

「3位以下当選」「落選」「引退」で平均



議員 質問ポイント





質問ポイントと 政務活動費の関係





一般の補助金と 政務活動費の違い

	一般の補助金	政務活動費
申請方法	目的を示し事前申請	申請なし
審査	担当課が審査、承認、支給	審査なし
実施	実施	実施
報告	担当課に報告	領収書のみ議会に提出
チェック	担当課がチェック、精算	領収書の不備を議長(二議会事務局)がチェック、精算



政務活動費 事前提案制の提案

	政務活動費
申請方法	年度実施計画を作成
審査	事前審査(市民審査会+議長) して承認
実施	計画通り実施
報告	調査結果を議会に報告
チェック	市民によるチェック

議会事務局向け アンケート結果集計（都道府県）

調査期間：平成27年8月下旬から同年9月中旬まで

項番	質問	回答		
		北海道	東京都	大阪府 福岡県
1	第三者機関の設置時期について	平成21年7月議長決定 施行：平成22年度 (第1回開催～7月)	設置：平成21年4月 施行：平成21年度	設置：平成19年10月1日 施行：平成19年度
2	第三者機関を設置する法的根拠について	条例、要綱	東京都政務活動費の交付に関する条例	1：大阪府政務活動費の交付に関する条例 2：大阪府政務活動費の交付に関する規程 3：大阪府政務活動費検査等協議会設置要綱 議長の補佐機関 (専門委員は議長が委嘱)
(1)	設置の法的根拠		東京都政務活動費の交付に関する条例	福岡県議会政務活動費事前確認専門委員 設置要綱
(2)	議会の中での位置づけ	議長の調査の遂行の補佐	収支報告書及び領収書等の調査等に関し、専門的見地からの意見を聴く。	議長の補佐機関 (専門委員は議長が委嘱)
3	第三者機関の構成について			
(1)	構成人数、構成メンバー	3名 (弁護士、大学教授、公認会計士各1名)	「3名以内の学識経験を有するもの」 ※現在は鶴川正樹公認会計士、橋本勇弁護士、本田教義弁護士	2名 (弁護士1名、公認会計士1名)
(2)	構成メンバーの任期	2年 (再任を妨げない)	2年	2年間
(3)	サポートする事務局の職員数	6名 (兼務含む)	6名	4名 学識委員：2年 議員委員：特に定めなし
(4)	運営にかかる年間経費	450,760円 (H26年度実績) ※3名の委員の報酬費 440,000円、交通費 10,760円	2,433,600円 (H27年度予算) ※13,400円×36時間×3名 + 13,700円×24時間×3名(委員に支払う謝金として)	1,516,320円 (平成26年度委託実績) ※専門委員とは委託契約を締結している。 ⇒委託単価は14,040円/時間

項 目		回 答		
項番	質 問	北海道	東京都	大阪府
福 岡 県				
4	政務活動費の支出のチェック方法について			
(1)	チェックする頻度、タイムスケジュール	4か月ごとに収支報告書が提出され、公開されるまでの間にチェックする。	<ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書の提出時 ・四半期毎の収支状況報告書提出時 	年2回程度 (4月～9月分を1月頃、10月～3月分を6月頃に実施)
(2)	チェックの方法・手段	収支報告書及び領収書ほか提出のあった全ての書類をチェックする。 (事務所の状況報告書、雇用の状況報告書、支払い証明書、活動記録簿など) ただし、チェックする議員を選ぶという形で抽出する方法をとっている。 議員の任期4年間のうち必ず1年間については、収支資料のすべてについてチェックするようになっている。	収支状況報告書、領収書等による抽出検査を行う。 ※約3万円の資料から40～50件程度の資料を抽出している。	議長への提出書類となっている領収書等の全ての資料をチェックする。 (専門委員からの質問事項等は、各会派の経理責任者や事務局職員が該当議員に確認して回答)
(3)	チェックの基準 (数値ミスだけか、使途まで調べるか)	手引き等への合致を含め政務活動費に係る考え方等について、専門的見地から調査する。	条例の使途基準や手引きに則した支出となっているか。	使途基準(手引き等)に合致しているか。 ※計算ミスや記載ミスのチェックは、事務局職員が実施(全会派・全議員分)
(4)	認められた調査権限	委員の権限について、特段定めているものはないが、調査の中で求めがあれば、事務局から議員に連絡し、関連資料等の提出を求め場合もある。任意で議員には協力してもらっている。 協議会委員が直接議員から聞き取り調査を行ったことはないが、事務局が議員から聞き取りし、委員に報告する。	議長または会派に対する活動費に関する指導及び助言をする。	事務処理要領(使途基準)に合致しているか。 (按分計算等は事務局が実施)
				設置要綱にて、以下の権限が認められている。 ・議長の求めに応じ必要な検査を実施する。 (追加資料を求めることも可能) ・必要に応じ学識委員が対面調査を実施する。(ただし、対面調査を実施した例はない)

		答 回		
項番	質 問	北海道	東京都	大阪府
				福岡県
(5)	チェック後の是正のされ方	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会委員の意見・助言等は、議長から議員に伝え、議員が自主的に整理する。 ・収支報告の修正という事で政務調査費が戻されるのであって、「返還」という形式ではない。 	<p>具体的事例なし。</p>	<p>専門的な知識を有した第三者の指摘に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員が自主的に ・会派の経理責任者の調整により修正される例が大幅に増えた。 <p>今年度より専門委員の意見を踏まえて、下記の提出を義務付けるよう要項を改定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外等の視察報告書 ・各種広報誌等 ・領収書がない場合に提出する支払証明書につき、当該支払を裏付ける引き落とし通帳等の写し
5	実績について			
(1)	チェックにより是正された実績があるか	<p>調査の結果、提出書類の整理を行う場合もあるが、返還手続きが発生したことはない。</p> <p>助言内容に基づき、手引き、制度を改正する際の参考にする。その場でいろいろ意見をもらうので、議員に伝えたと事実上改める場合もある。</p>	<p>返還例はあるが、第三者機関の指摘の影響を受けたものであるのか否かは不明である。</p>	<p>これまで是正例はない。</p>
(2)	設置による効果	<p>政務活動費の執行率と協議会設置が執行率に影響しているかどうかは不明。</p> <p>効果はたぶんあると思う。</p>	<p>不明</p>	<p>《執行率》</p> <p>有意な変化は特に認められない</p> <p>《効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門委員の指摘事項等は、全て各会派の経理責任者に固知されること ・指摘等を受けた議員については個別の説明が必要となること <p>⇒などの理由により、慎重な対応に繋がっている。</p>

答 回					
項番	質 問	北海道	東京都	大阪府	福岡県
(3)	具体的な活動実績の紹介	<p>第三者機関に持ち込む前に事務局で一度チェックしているのですが、明らかにおかしい支出について第三者機関でチェックされることはない。</p> <p>第三者機関では、按分の考え方を議員に確認することが主なチェック内容となる。</p> <p>政党への委託費の内容についてもチェックしているのかについては、内容まで含めてチェックしているが、詳細については訴訟継続中であるので、回答できない。</p>	—	<p>議員から相談されるのは、事務所費、駐車場の賃料、公共料金の按分率をどのようにするかという内容のものが多い。</p>	<p>具体的に第三者機関が指摘したのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資料購入費で政務調査との関連が薄い書籍の購入費が出されていた場合 ②懇親会費など政務活動へのフィードバックがない支出 ③事務所費について政務活動以外の用途に使用されることがあるものなどである。

項番	質 問	回 答		
		北海道	東京都	大阪府
6	その他			福岡県
(1)	市民・議会・議員からの評判	—	政務活動費の適正な執行に役立っている。	—
(2)	課題や限界を感じる点	—	—	—
	備 考	<p>(地元オンブズマンの評価) とても機能しているとは思えない。政党への調査委託費について何の疑問も持たなかったこと、問題のある支出を見逃していること(弁理士資格の予備校のDVD教材の購入費用など)があった。議員が政務調査活動専用と言えれば、鵜呑みにしているような状況である。</p>	—	<p>《議員から》 専門的な見地から経費の妥当性の判断を受けることによる安心感の醸成につながっている。</p> <p>《県民から》 専門委員の存在は好感をもたれているように感じる。</p> <p>他県に関する報道を見た県民から制度批判の連絡受けることもあるが、第三者機関のことで説明すると評価の言葉をもらう。</p> <p>全件を専門委員が確認しているため、負担が大きい。 (しかし、全件確認を見直す考えはない)</p> <p>(地元オンブズマンの評価) 領収書の「名目」をチェックして、県民の批判を避けるための第三者機関に過ぎない。不適切な本の購入で批判されると、本の題名がわからぬような領収書を提出するなどしてくる。</p>

議会事務局向け アンケート結果集計 (市町村)

調査期間: 平成27年8月下旬から同年9月中旬まで

項番	質問	回答					
		さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市 鹿追町	
1	第三者機関の設置時期について 設置・施行した時期	設置: 平成19年8月 (公認会計士との調査業務委託契約締結) 施行: 平成19年度	設置: 平成23年4月 施行: 平成23年度	平成22年度 使途調査委託業務実施 (平成21年度分から調査開始)	設置: 平成20年5月 (但し運用手引の妥当性等の検証機関)	平成27年7月1日に選任 平成27年度5月分から検査 (会議体の設置はせず学識 経験を有する者のうちから 議長が検査員を選任し実 施)	設置: 平成22年12月 施行: 平成23年度 (別添資料参照)
2	第三者機関を設置する法的根拠について						
(1)	設置の法的根拠	調査委託契約	大阪市政務活動費専門 委員設置要綱	条例施行規程	議長から委員を委嘱	堺市議会政務活動費検査 員に関する要綱	鹿追町議会議員定数・報酬 及びあり方等審議会条例
(2)	議会の中での位置づけ	政務活動費の用途に関する 調査業務の受託者	議長の補佐機関	外部の第三者機関 (必要に応じて議長が調査 を依頼し、専門的見地から の意見を聞く)	議長の諮問機関	議長の調査に資するための もの	議長の諮問機関
3	第三者機関の構成について						
(1)	構成人数、構成メンバー	公認会計士1名 (履行補助者あり)	2名 (弁護士1名、公認会計士1 名)	把握しておらず (調査業務は5名の税理士 で行っている)	3名 (大学教授、弁護士、公認 会計士各1名)	2名 (弁護士、大学准教授各1 名)	5名 公募にて選任(商工会、女 性団体、農業外)
(2)	構成メンバーの任期	平成27年4月27日 ~平成28年3月31日 (H27年度契約の委託期間: ほぼ1年)	2年 (再任可能)	平成27年7月1日~8月28日 (平成27年度)	委嘱から答申までの8日間	2年	2年
(3)	サポートする事務局の職員数	7名 (議会局総務部総務課長以下)	7名 (課長、課長代理、係長、掛 員3名、再任用) ※専任ではない。	事務局として特段のサポー ト体制はない (使途調査は、委託業務とし て契約書・仕様書に基づい ているため)	政務活動費に関する事務 の担当者が従事	5名 (政務活動費選任1名、他業 務との兼任4名)	4名

回 答							
項番	質 問	さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市	鹿追町
(4)	運営にかかる年間経費	5,994,000円 (H26年度実績) ※委託費用として	2,400,000円(平成26年度) ※100,000円×2名×12ヶ月	874,650円 (平成25年度委託契約額) 899,640円 (平成26年度委託契約額) 881,280円 (平成27年度委託契約額)	182,000円 (H20年度報償費) ※1時間あたり13,000円, 3 人で延べ14時間	680,000円 ①議長の調査に資するため検査: 480,000円 ⇒1回(2時間)20,000円, 検査員2名, 四半期ごとの実施で、各期最大3回(年間最大12回)実施 【20,000円×2名×12回】 ②検査員への随時の相談: 200,000円 ⇒1回(1時間)10,000円(5,000円/30分で設定) 1人年間10回(計20回)を想定 【10,000円×20回】	225,150円 ①会長8,000円, 委員7,200円 ×年間4~5回 ⇒184,000円 ②交通費:41,150円
4	政務活動費の支出のチェック方法について						
(1)	チェックする頻度、タイムスケジュール	収支報告書提出前、2~3ヶ月毎に会計帳簿、領収書等の出納関係資料の提出を受けて、調査を実施している。	収支報告書の提出後、議長が検査を行う。 会派、市会事務局からの相談は随時実施している。	収支報告書が提出された後、例年7月中旬に3~4日間程度で実施している。	第三者機関によるチェックは無い。 ただし、例年弁護士及び公認会計士による政務活動費収支報告書等の点検を実施している。	四半期ごとに確認・検査のために議員等から書類を提出してもらい、下記日程で検査を行う。 ・4~6月分…7月末日までに提出⇒9月中旬に検査を実施 ・7~9月分…10月末日までに提出⇒12月中旬に検査を実施 ・10~12月分…1月末日までに提出⇒3月中旬に検査を実施 ・1~3月分…5月10日までに提出⇒6月中旬に検査を実施 ※議員から提出された書類は、確認・検査後いったん議員に返却 ※5月10日⇒前年度に交付された政務活動費に係る書類の提出期限	①申請方式で、議連でチェックしている。 ②2月に収支報告をチェックしている。

		回 答					
項番	質 問	さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市	鹿追町
(2)	チェックの方法・手段	支出の根拠となる出納関係資料を調査する。 (書類の不備の指摘、使途に疑義がある場合は議員にヒアリング)	各会派の領収書等を専門委員が抽出して検査し、疑義がある場合には市会事務局に内容確認する。 1万件以上の資料を1時間程度で見るので、抽出せざるを得ない。	政務活動費運用の手引を参照し、提出された収支報告書や領収書が条例施行規定の使用基準に合致しているか、報告書等の記載に誤りがないかをチェックする。 第三者機関による議員への直接の聴き取り調査は行っていない。	政務活動費支出報告書、政務活動費出納簿、証拠書類等の内容をチェックする。 (必要に応じて対面聴取あり)	議員等から提出を受けた会計帳簿や領収書等支出に係る証拠書類について検査 聴き取り調査を実施する。	
(3)	チェックの基準 (数値ミスだけか、使途まで調べるか)	条例、施行規則、政務活動費の使用運用指針に基づいた適切な支出がなされているか	使途基準(手引き等)に合致しているか	使途基準に合致しているか 第三者機関に委託する前に事務局職員で計数チェックは行っている。	使途基準に合致しているか、証拠書類が適切か等	政務活動費の使用基準に合致しているかどうかを中心に行うこととしている。 全部	
(4)	認められた調査権限	追加資料の提出の要求や議員からのヒアリングは必要に応じて実施する。	議長、会派及び議員から相談を受けたときその他必要があると思われる場合は、専門的な指導及び助言を行うことができる。	調査権限が認められている議長が、必要と認められた時に実施する。 疑問点や不備があれば指摘はするが、議員に対して直接聴き取りを行うことはない。	設問4(2)の書類のチェックを依頼している。	現時点では特段明記していない。 権限はないが、指導や意見としてある。	
(5)	チェック後の是正のされ方	指摘に基づき、会派及び議員は自主的に説明や修正を実施している。	専門委員からの指摘事項を市会事務局から会派代表者、経理責任者に伝え、是正を求めている。	第三者機関の指摘を事務局職員が議員に直接伝え、修正するか否かを議員が自主的に判断する。 修正がなされなかった指摘事項は議長に報告し、議長が必要に応じて会派代表者会議等を通じ、議員に注意喚起したり、使途基準の見直しも踏まえた次年度以降の検討課題として諮ることにしている。	検査員が行った検査結果については、その内容を議長に報告することになっている。 現時点では検査を行った実績がないため、検査員からの指摘事項等は不明。	検査員が行った検査結果に いかに町政や住民のために役立つものだったかが問われている。	

		回 答					
項番	質 問	さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市	鹿追町
5	実績について						
(1)	チェックにより是正された実績があるか	<p>・携帯電話等のポイント分の減算漏れの修正</p> <p>・日用品(パソコンソフトやシュレッダーなど)について、その性質、使用方法、設置場所(個人事務所に置くなら格分)などを勘案し、個別に按分率について指導した。</p> <p>・資料購入費については、書籍の書名、使用目的をチェックしている。</p> <p>・広報誌の紙面を見て選挙のアピールになっている部分について按分にすべきと指導した。頁数や紙面の面積などを勘案して、個別に按分率について意見を述べた。</p> <p>・選挙期間中(10日間、告示日から投票日)の計上は認めない。事務所費も3分の2にするよう指導した。</p> <p>※これらの指摘による修正は収支報告書提出前に行われているため、返還は行われていない。</p>	<p>随時相談を実施しているため具体的な金額は把握していませんが、指導・助言により支出を取りやめた実績は多数ある。</p> <p>具体的には、携帯電話の中途解約金を政務活動費から支払ってよいのかという相談など(全体的な経費圧縮につながる)として支出してもよいと回答した。)、細々とした相談が多い。</p>	<p>収支報告書が修正されて返還された金額は以下のとおり。</p> <p>282,818円(平成24年度分)</p> <p>32,696円(平成25年度分)</p>	<p>是正された例はあるが、その金額が充当している自己資金が生じない場合が多い。</p> <p>有識者の指摘と職員の指摘を区分していないため、内訳の把握ができない。</p>	<p>検査未実施</p>	なし
(2)	設置による効果	<p>《執行率》</p> <p>H16年度:97.4%</p> <p>H17年度:97.2%</p> <p>H18年度:92.0%</p> <p>H19年度:91.0%</p> <p>H20年度:91.0%</p> <p>H21年度:84.0%</p> <p>H22年度:84.0%</p> <p>H23年4月:46.0%</p> <p>H23年5月～:88.0%</p> <p>H24年度:87.9%</p> <p>H25年度:90.1%</p> <p>H26年度:88.7%</p> <p>《効果》</p> <p>明確には把握できていないが、使途の適正化と透明性の確保の点からは効果があると考えている。</p>	<p>随時相談の実施により、制度がより適正に運用されている。</p> <p>(執行状況についてはHP参照)</p>	<p>《執行率》</p> <p>84.4%(平成22年度)</p> <p>81.8%(平成23年度)</p> <p>82.5%(平成24年度)</p> <p>85.1%(平成25年度)</p> <p>データから効果の考察は困難だが、以前と比べ政調費に対する意識が高くなつたとの意見は聞いている。</p>	<p>運用手引とは異なる執行の未然防止に資していると考ええるが、データはない。</p>	<p>検査未実施のため、検査の効果については現時点では不明である。</p>	<p>慎重になり効果がでていない。</p> <p>※以下、別添の新聞記事より</p> <p>・支出報告書について委員が直接議員から説明を受け、現場を設けた結果、質の低かった報告書が改善されてきた。</p> <p>・議会、議員の常設監視役として、いい意味での緊張感をもたらししている。</p>

		回 答					
項番	質 問	さいたま市	大阪市	熊本市	金沢市	堺市	鹿追町
(3)	具体的な活動実績の紹介	—	—	—	—	検査未実施	H25から収支報告書について議員が直接委員に説明する場を設けている。
6	その他						
(1)	市民・議会・議員からの評判	市民の評判は把握していないが、議会全体で使途に関する共通認識が図られ、適正な支出につながっていると考える。	専門的な指導・助言を得られることで一層政務活動費の適正な取扱が可能となった。	政務費の支出についての精度を高める意味でも、第三者機関によるチェックは一定の評価を得ている。	—	—	—
(2)	課題や限界を感じる点	—	—	取り組みによって、以前より指摘事項もより詳細なものになっている。 第三者機関からも「政務費に対する各議員の意識も高くなっている」との意見もある。 具体的な改革は検討していない。	—	—	—
	備 考	(2015年2月10日TBS報道) 帆足和之さいたま市議が、切手代購入費と、同切手代で支払った料金別納郵便費を二重計上して政務活動費を支出していた例が報道された。	(地元オンブズマンの評価) 全く評価できない。2014年度の政務活動費の全額を、事務所費、人件費として議員の長男が代表を務める会社に支出していた例などが報道されており、第三者機関のチェックが機能していない。	(地元オンブズマンの評価) 第三者機関への委託費に比して返還額は少なく、あまり意味がない。	(地元オンブズマンの評価) 今まで存在したこと自体知らなかった。まったく存在感がない。	—	—

※川崎市議会、広島市議会では、第三者機関は設置していないが、弁護士に政務活動費の支出に関する法律相談業務を委託している。

半田市議会 政活費の復活検討

市民の理解得られるか



政務活動費の導入について市民に説明する市議。半田市のアンリザ半田で

半田市議会が年間十五万円の政務活動費(旧政務調査費)の復活を計画している。十年前、十二人の市議が政調費で参加した札幌市での行政会議をすっぽかし、観光していた「ラベンター事件」を受け、政調費を廃止していた。使途を限定して後払い制にし、情報公開も義務付けたが、市民の理解を得られるかが焦点だ。(大久保謙司)

現場から

■調査で返還も 年間の公開を義務付け 二十一日から始まる。不適切な支出が疑 市議会定例会に提案す われる場合、議長は会 議の調査研究、研修、広 派代表をつくる「政務 調査作成、資料購 査させ、結果次第では 報、資料作成、資料購 査させ、結果次第では 入に限定。領収書を議 議員に提出書類の訂正 長を通じて市長に提出 や金銭の返還を求め した上で、政活費の交 付を受ける。収支報告 半田市議会は二〇〇 書を議長に提出し、五 六年度まで、年間二十 二万五千円の政調費が あった。〇六年七月、 札幌市での「全国都市 問題会議」に参加する 名目出張した市議が 会議に出ず、富良野で ラベンター観光してい

たことが発覚。市民の 非難を受け、〇七年度 の意見には肯定的な声 がある一方、「喉元過 ぎれば何とやら」と批 判の声も目立つ。復活 は時期尚早だとして、 討会をスタート。八月 「市民の十分な合意を 得る努力が先決」と渡 辺昭司議長に申し入れ た市民団体もある。 ■結果出せるか 川英之委員長は「政務 活動費が『第二の報 酬』とみられることが ないよう、きちんと対 応する」と強調。議員 に使途制限を厳守する 制度があり、最高額 宣誓書の提出を求め は東郷、幸田両町議会 提出しない議員の氏 名の公表する」と話 いる。収支報告書など の閲覧は市役所や町役 場に限定する場合が多 いが、刈谷市議会のよ うに一部ではホームペ ージ公開もある。

名古屋市民オンブズマンの内田隆事務局長(左)は「議会の活性化になる政務活動費ならそれなりの意味がある」と断りつつ、情報公開の重要性を強調する。半田市議会の政務活動費については「問題を受けて十年前に廃止した経緯があり、復活の必要性を十分に示せなければ市民の理解は得られないのでは」とみる。

石川委員長は「政活費で議員が勉強し、結果を出していくしかない」と述べた。

自治体名	年額	収支報告	会計帳簿	活動・視察報告書	領収書
1 名古屋	600万円	×	×	×	×
2 豊橋	108万円	○	×	×	×
3 岡崎	60万円	×	×	×	×
3 一宮	60万円	◎	○	×	×
5 豊田	53万円	○	×	×	×
6 安城	36万円	○	×	×	×
6 春日井	36万円	○	×	×	×
8 小牧	30万円	○	×	×	×
9 蒲郡	29万円	○	×	×	○
10 豊川	27.6万円	×	×	×	×
11 稲沢	24万円	○	×	×	×
11 田原	24万円	◎	×	×	×
13 刈谷	22.5万円	○	×	○	○
14 東海	21.6万円	×	×	×	×
15 碧南	19.8万円	○	×	×	×
15 知多	19.8万円	○	×	×	×
17 西尾	18万円	×	×	○	×
17 大府	18万円	○	×	×	×
17 知立	18万円	○	×	×	×
17 高浜	18万円	○	×	×	×
17 岩倉	18万円	○	×	×	×
17 清須	18万円	×	×	×	×
23 瀬戸	15万円	×	×	×	×
23 津島	15万円	×	×	×	×
23 犬山	15万円	○	×	×	×
23 江南	15万円	○	×	×	×
23 新城	15万円	◎	×	×	×
23 尾張旭	15万円	○	○	×	○
23 豊明	15万円	×	×	○	×
23 日進	15万円	◎	○	×	×
※半田	15万円	○	?	○	○
31 北名古屋	12万円	○	×	×	×
31 みよし	12万円	×	×	×	×
31 長久手	12万円	◎	×	○	×
34 常滑	10.8万円	○	×	○	×

(注)「収支報告」の○は会派別、◎は議員別、名古屋市民オンブズマンの資料に基づく。

毎日新聞 2016年2月23日 12時10分（最終更新 2月23日 12時30分）

政活費「改革議論進んでない」東大阪・自治連合会アンケ

住民にアンケート用紙を配布し、協力を呼びかける小阪校区自治連合会のメンバー（右）＝東大阪市で17日午前11時38分、松井聡撮影



政務活動（政活）費の不適切な支出が相次いだ東大阪市で、五つの自治連合会が、市民約5万人を対象に政活費に関するアンケートを始めた。同市議会では昨年12月、政活費を廃止する条例案が否決されるなど改革に向けた議論が進んでいない。業を煮やした住民たちが動き出した格好だ。結果は市議会に伝え、早急な制度改革につなげたいという。

アンケートは、不適切な支出をした議員の説明は十分か▽交付金額（月15万円）についてどう思うか▽支給されるなら後払いが良いか先払いが良いか―など7項目。市内に45ある中学校区自治連合会のうち、孔舎衙（くさか）や小阪など5連合会が今月中旬から順次行っている。

同市議会では2014年9月以降、公明や自民系会派などで領収書の偽造や旅費の二重計上など不適切な支出が次々と発覚。昨年4月に弁護士や税理士らでつくる「政務活動費調査等協議会」を設置し、不適切な支出かどうかを第三者が調査する制度を導入するなどして幕引きを図った。

しかし、昨年9月の市議選では、より抜本的な対策を主張する大阪維新が「政活費の一時廃止」を公約に掲げて初めて候補者を擁立。8人全員が当選して第2会派に躍進した。公明は10議席を得て最大会派を維持したが、自民系などは現職市議が落選した。

改革が進むか注目されたが、公明などには「現行制度の効果を検証する必要がある、廃止は時期尚早」との考えが根強く、議論は進んでいない。大阪維新は3月議会で政活費廃止の条例案を再提出する方針だが、成立するかは不透明だ。

孔舎衙校区自治連合会の酒井秀和会長（64）は「市議会の動きを見ると、住民が抜本的な改革を求めていることを理解していないように思う。自分たちの声をアンケートを通して伝えたい」と話している。【松井聡、寺岡俊】